

目次：

理事長就任のご挨拶 ..... 1  
 2025 年度日本法哲学会総会 ..... 2  
 年会費の減額申請について ..... 4  
 学術大会における一時保育について ..... 4  
 研究会等でのハラスメント防止について ..... 4  
 2025 年度（2024 年期）日本法哲学会奨励賞 ..... 5  
 日本法哲学会奨励賞への推薦のお願い（2026 年期） ..... 6  
 2025 年度日本法哲学会ワークショップ ..... 6  
 学術大会ワークショップ・分科会報告の公募および年報への投稿募集 ..... 7  
 学術会議の動向について ..... 11  
 第 15 回基礎法学総合シンポジウムのお知らせ ..... 12  
 地域の研究会 ..... 13  
 IVR 日本支部からのお知らせ ..... 14  
 会員の動き ..... 15  
 会費納入のお願い ..... 15  
 法哲学年報の配布方法 ..... 16  
 事務局からのお知らせ ..... 16

理事長就任のご挨拶

日本法哲学会理事長 瀧川裕英（東京大学）

みなさん、こんにちは。

2025 年 11 月 29 日に、日本法哲学会理事長に選任されました。とはいえもちろん、一人では何をする力もありません。会員の皆様からのご協力を得ながら、その職責を真摯に遂行したいと思います。皆様のご協力とご鞭撻（もともとは「鞭で打つ」という意味ですが、ここでは「強く励ます」という意味です）を、どうぞよろしくお願いいたします。

最初なので、原点に戻って「日本法哲学会規約」（以下、「規約」）を確認しておきましょう。規約 3 条によると、日本法哲学会は、「日本における法哲学の研究・普及ならびにその研究者相互の協力を促進するとともに外国の研究団体との連絡を図ること」を目的とする任意団体です。その具体的な事業としては、①機関誌の発行、②学術大会の開催、③外国の研究機関との学術交流、④その他、となっています（規約 4 条）。

理事長の任務は、「総会および理事会の議長となり、会務を総括する」ことです（規約 7 条）。「規約および総会の決議に従って「会務を執行」するのはあくまで理事会であり、理事長は＜総会および理事会の議長として会務を総括する＞というのが、規約の立て付けです。規約の改正権限が総会にあることをふまえて、簡単にいうと、意思決定機関である総会が決めたことを執行するのは理事会であり、理事長は総会と理事会の議長に過ぎない、ということです。権限分配の方法として、興味深いと思います。

念のため、理事長選任手続きについても、確認しておきます。規約 8 条では、「理事および監事は総会において互選する。理事長は理事会において互選する。」となっています。2025 年 11 月 29 日の午前に役員選挙が行われ、会員の投票に基づいて、理事が暫定的に選出されました。理事は総会において互選されることになっているので、この段階では、理事はあくまで暫定的にその地位にあるにすぎません。その日の午後 3 時頃から、暫定的な理事による理事会が開催され、投票により、総会での理事の選任を停止条件として私が理事長に選任されました。さらに、その日の午後 5 時半頃から総会が開催され、理事が確定的に選出されました。その結果として、停止条件が充たされ、私が理事長に選任されたということになります。かなりややこしいですが、規約上は、手続的正統性がありそうです。ただ、私が理事長に正式に選任されたのが、午後 3 時過ぎ

か、それとも午後5時半過ぎかという論点はあるそうです（学問的にそれほど興味深い論点ではないですが）。

理事長に就任してから約3ヶ月が経過しましたが、予想以上に課題が山積みです。ただその中で、日本の法哲学の未来は明るいと思っています。優秀な若手の法哲学研究者が続々と育っているからです。日本の法学諸分野では、次世代研究者の育成が深刻な課題となっています。研究者の供給不足がかなり深刻だからです。これに対して、法哲学では幸いなことに、法哲学を研究したいと考えてくれる若手が続々と法哲学の門を叩いて来ています。しかも、自分が若手研究者だったときのことを思い返しても、現在の若手の皆さんは非常に優秀です。

ただ問題は、その供給を充たすポストが十分でないことです。つまり、経済学でいうセイの法則（供給は需要を作り出す）が現段階で成り立っていません。若手研究者の方が安定した基盤に支えられて研究教育に励むことができるようにするためには、「法哲学の研究・普及」を地道に行っていくしかありません。そのためにできることはいろいろありそうですが、結局のところ、法哲学の優れた研究を着実に公表していくことが不可欠です。

法哲学の優れた研究を行うべく、法哲学に関心を持つ人々が自由に集う場が、日本法哲学会です。ただし、日本法哲学会の任務は、基本的に3つの事業に限られます。それこそ、規約4条に掲げられた①『法哲学年報』の発行、②学術大会の開催、③国際的な学術交流（IVR日本支部の活動）にほかなりません。こうした事業を遂行するための会務を担うべく、事務局長の野崎亜紀子理事、会計担当の川瀬貴之理事、総務担当の小林史明理事を含む新たな事務局体制が発足しました。みなさん、ご協力とご鞭撻（ここでも「強い励まし」の意味）をどうぞよろしくお願いいたします。



## 2025年度日本法哲学会総会

2025年度日本法哲学会総会は、2025年11月29日土曜日に早稲田大学で開催されました。総会において報告・審議された事項は以下のとおりです。

### 1. 報告事項

- (1) 「AIと法」を統一テーマとする2024年度法哲学年報が2025年秋に刊行された。
- (2) 2024年度の日本法哲学会一般会計報告および特別基金会計報告。

### 2. 協議・決定事項

- (1) 2025年度法哲学年報の編集について  
今回の学術大会における諸報告を中心に「移民難民問題と法哲学」を統一テーマとして編集する。編集については理事会に一任する。

## (2) 役員改選の件

出席者の投票による上位11名、この11名と現理事長の合議により選出された役員24名、現理事長1名、理事長経験者2名により、新役員を構成した（70歳までの理事長経験者も理事会のメンバーであること）。役員の互選により、瀧川 裕英会員を新理事長に選出した。また、早川のぞみ会員（再選）および長谷川陽子会員を新監事に選出した。新役員は次のとおりである。

浅野有紀、足立英彦、池田弘乃、石山文彦、宇佐美誠、浦山聖子、大屋雄裕、戒能通弘、郭舜、川瀬貴之、河見誠、木原淳、小林史明、近藤圭介、桜井徹、重松博之、菅原寧格、住吉雅美、関良徳、高橋洋城、瀧川裕英、土井崇弘、野崎亜紀子、橋本祐子、長谷川陽子、服部高宏、濱真一郎、早川のぞみ、福原明雄、松尾陽、松島裕一、村林聖子、横濱竜也、吉岡剛彦、米村幸太郎、亀本洋、森村進、中山竜一（順不同）

## (3) 名誉会員の件

前理事長である中山竜一会員を、理事会として名誉会員に推薦し、決定した。

## (4) 2026 年度学術大会について

2026 年 11 月 14 日（土）・15 日（日）（予定）に、追手門学院大学茨木総持寺キャンパス（大阪府）にて、「現代デモクラシーと法」（仮題）を統一テーマとして開催する。報告者の人選など、詳細は、理事会に一任する。

## 2024 年度一般会計収支報告（2025 年 4 月 1 日現在）

[収入]		[支出]	
前年度繰越金	3,180,430	人件費	140,000
会費（年報購入含）	2,126,000	振込手数料	3,250
傍聴料	31,000	年報代金（2022 年度分）	724,466
保育料	0	年報 2022 資材費（2023 年度分）	0
雑収入	270,625	印刷費	65,430
利息	330	通信費	107,800
		文具費	0
合計	5,608,385	大会関係費	449,730
		理事会関係費	0
		企画委員会関係費	0
		学術奨励賞関係費	54,835
		雑支出	5,100
		次年度繰越金	4,057,774
		合計	5,608,385

## 2024 年度特別基金会計収支報告（2025 年 4 月 1 日現在）

[収入]		[支出]	
前年度繰越金	4,292,648	文具費	0
利息	1,818	通信費	0
		会場費	0
合計	4,294,466	人件費	0
		印刷費	898,281
		振込手数料	770
		次年度繰越金	3,395,415
		合計	4,294,466

## 年会費の減額申請について

事務局長 野崎亜紀子（獨協大学）

日本法哲学会会費規程に基づき、大学院に在籍する学生については、本人の申請により、減額措置を受けることができます。希望者は年度ごとの申請が必要であり、今年度の申請期間は2026年6月30日までとなっております。

減額制度の詳細や申請方法につきましては、学会報49号の関連記事および日本法哲学会のホームページに記載されている「会費の減額申請」(<https://www.houtetsugaku.org/introduction/Reduction.html>)をご覧ください。また、減額措置に関してご不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。

## 学術大会における一時保育について

一時保育委員長 土井崇弘（中京大学）

2026年11月14日・15日（土・日）に追手門学院大学茨木総持寺キャンパスで開催予定の大会でも、これまでと同様の一時保育利用料の補助（子供一人一日上限8,000円）を行う予定です。詳細は大会案内でご案内いたします。ご不明の点がございましたら、土井までメール（[t-doi@mecl.chukyo-u.ac.jp](mailto:t-doi@mecl.chukyo-u.ac.jp)）でお問い合わせください。

## 研究会等でのハラスメント防止について

ハラスメント防止委員会 関 良徳（信州大学）

日本法哲学会ではハラスメント防止委員会規程のなかで「ハラスメント」を次のように定義しています。

### 2. ハラスメントの定義

- （一）研究・教育・職務上などの関係において優越的立場にある者が、その正当な研究・教育・職務などの範囲を超えて、相手方の意に反して行う不適切な言動であって、相手方に不利益や苦痛を与えたり、その脅威を与えるもの。
- （二）人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、身体的特徴などの個人の属性についての差別的言動によって、当該属性をもつ個人又は集団に不利益や苦痛を与えたり、その脅威を与えるもの。

こうした「ハラスメント」に該当するものとして、例えば、研究会等で、発表者に対して感情的な人格否定や長時間にわたる一方的な叱責を行う、研究内容を合理的な理由なく否定し公然と侮辱する、特定の若手研究者や大学院生に対してあえて意地悪な質問を繰り返して発表を妨害するなどの言動が挙げられます。また、研究発表の場以外であっても、特定の研究内容や発表者に対して暴力的な発言等がなされた場合、それを見聞きした参加者に心理的萎縮を与えるおそれがあります。

会員の皆様には、こうしたハラスメント行為の予防・防止につとめていただきますようお願い申し上げます。



**2025 年度（2024 年）日本法哲学学会奨励賞****2025 年度奨励賞選定委員会幹事 濱真一郎（同志社大学）**

2025 年度（2024 年）の学会奨励賞には、著書部門 1 件、論文部門 3 件、合計 4 件の応募がありました。

選定委員会では例年通り、次の要領で審査を進めました。2025 年 2 月から 6 月にかけて各委員が応募作品に対する評価を行い、それらを取りまとめた上で、7 月に開催の選定委員会にて候補作を選定、これに基づき、その後に開催された学会理事会にて最終的な審議と決定がなされました。その後、11 月の学術大会・総会にて受賞作が発表され、表彰が行われました。著書部門 1 件および論文部門 1 件の受賞作、ならびに、受賞作に対する選定委員の講評は次の通りです。

**○著書部門****・三浦 基生（みうら もとき）『法と強制——「天使の社会」か、自然的正当化か』（勁草書房、2024 年 2 月）**

本書は、「法と強制」の問題について再考することを目的とし、法の強制性を概念的に分析し、法の強制性は、人間の短慮や能力の限界を根拠とする「自然的正当化」に依拠しなければ説明されえないと論じる。そしてこの主張の正当性を、Joseph Raz の、法への完全な敬讓を備えた「天使の社会」を仮定し、制裁は法の本質的要素ではないとする議論や、Frederick Schauer の強制性の概念を十分に明確化しない非本質主義を斥けることで裏づけている。

従来の通説的理解では、John Austin や Hans Kelsen は強制を実定法の不可欠のメルクマールとし、それを H. L. A. Hart が批判した、とされている。しかし筆者は、『法の概念』の「自然法の最小限の内容」に関する記述から、ハートが、ルールに違反して行動しようとするのを思いとどまらせるものとして「制裁」をとらえ、強制の必要性を説明していることに着目する。ハートのこの説明を筆者は「自然的正当化」と呼び、これが「ハートの法概念論の通奏低音」であると指摘する。この指摘は、従来の通説的理解に一定の修正を迫るものであり、学界への大きな理論的貢献となっている。

ただし本書に問題がないわけではない。著者は「自然的正当化」のほかにも「二重の達成語」や「追い込み」という独自の用語を用いているが、それらの用語についての説明が十分とはいえない。また、例えば Kenneth Einar Himma の議論について「ヒンマの直観にすぎない」と片付けてしまっていることなど、先行文献の扱いについて気になる点がある。ケルゼン以外のドイツ語圏の研究への目配りも不足している。

とはいえ本書は、アーキテクチャを含めた多様な規制を視野に入れ、現代の法哲学において周縁的な位置に追いやられている「強制」への注目を促し、「法と強制」研究における膨大な論点を整理・検討しており、日本における「法と強制」の議論に一石を投じるものとなっている。

以上の理由から、本書は学会奨励賞に値するものと評価された。

**○論文部門****・發田 颯虎（ほった はやとら）「自由の多元説」国家学会雑誌 137 巻 1・2 号、2024 年**

本論文は、自由の概念をめぐる諸解釈が教科書的にほぼ競合的に扱われているにとどまる自由論の現況に鑑み、「自由とは何か」という問い自体をより明確で有意義なものに置き換えるため、メタ理論的観点から、自由の諸解釈が競合する条件を特定し、自由の諸解釈を競合しない形で捉える議論の道筋を拓いた上で、自由の異なる諸解釈はそれぞれ別の理論的な役割に結びついており、各役割に相対的な仕方において適切であるとする自由論の全体像、すなわち筆者の説く自由の多元説を提示しようとするものである。

本論文が採用する「役割モデル」とは、概念が表象する対象のほかに、我々の認識や推論において概念が果たす役割に注目し、概念の役割への適合性を基準にして、概念の解釈を行うという方法論を示すものである。この見方によれば、ある概念が果たす役割について同意があり、かつその役割に適合する概念の表象する対象が何かについて不同意があるならば、その概念の解釈同士は競合するとされ、自由の諸解釈が競合する条件が特定される。しかも、本論文では、概念の諸解釈が各々前提とする役割に不一致がある場合の対処法も丁寧に示され、また、役割の個別化や諸解釈が前提する役割の異同への対処の際に基準となる背景理論に関して、道徳的不確実性の状況にも対応しうる周到的な価値多元論的見方が用意されている。

前半部分の周到的な論理展開や記述に対して、その当てはめとも言える後半部分、とくに多元説に存在論と方法論の区別を導入する部分以降については、前半の手厚い議論を背景としていることは理解できるものの、やや急ぎ足での論述となっている印象を抱いた。

とはいえ、英語圏の若手研究者の手になるものを含め幅広く文献を渉猟して独創的に展開された本論文の価値は、そのことによって些かも損なわれるものではなく、学会奨励賞に誠に相応しいものと判断した。

## 日本法哲学会奨励賞への推薦のお願い（2026 年 期）

日本法哲学会では、法哲学研究の発展を期し若手研究者の育成をはかるために学会奨励賞を設けています。

2026 年 期受賞候補作について、次の通り、日本法哲学会会員による推薦を受け付けますので、ご推薦いただけますようお願いいたします。自薦／他薦は問いません。（詳しくは、学会ホームページに掲載されている日本法哲学会奨励賞規程（<http://www.houtetsugaku.org/introduction/Rules.html>）をご参照ください。）

なお、推薦書類は事務局のアドレスではなく、推薦受付用アドレス（[prize@houtetsugaku.org](mailto:prize@houtetsugaku.org)）にお送りください。

### （1）対象作品

- ・ 2025 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までに公刊された法哲学に関する優れた著作または論文（著書論文を問わず、単著に限ります。また、全体として 10 万字を超える論文は、著書として扱います。）
- ・ 刊行時の著者年齢が著書 45 歳まで、論文 35 歳までのもの

### （2）推薦の手順

- ・ 推薦は、自薦／他薦を問いません。
- ・ 推薦の際は、エントリーシートをご利用ください。エントリーシートは、学会ホームページ（<http://www.houtetsugaku.org/prize/index.html>）からダウンロードできます。
- ・ 自薦の場合には、推薦に際し、写しで結構ですから作品一部を添付願います。写しは電子データ（ワープロ原稿など）がお手元にある場合には、それを送信いただいても結構です。ただし、公刊されたものと大幅に内容が変わっている場合には、公刊されたもの（著書、論文抜き刷り）またはそのハードコピーを郵送してください。
- ・ 推薦の締切日：2027 年 1 月 31 日。
- ・ エントリーシート提出先：日本法哲学会・奨励賞推薦受付アドレス（[prize@houtetsugaku.org](mailto:prize@houtetsugaku.org)）。
- ・ エントリーシート提出後、受領確認のメールが届きます。このメールが届かない場合は、事務局（[secretariat@houtetsugaku.org](mailto:secretariat@houtetsugaku.org)）にお問い合わせください。

### （3）選考結果の発表および受賞者の表彰

- ・ 選考結果の発表および受賞者の表彰は、2027 年度学術大会（会場：獨協大学・予定）において行われます。

## 2025 年度日本法哲学会ワークショップ

担当理事 木原 淳（関西大学）

2025 年度の学術大会（早稲田大学）の第 1 日目である 11 月 29 日（土）、下記 A、B のワークショップが開催されました。いずれも 90 分の枠を二枠使用する、質・量ともに充実したものでした。各ワークショップの概要は以下の通りです。

A ワークショップ（13：40～17：10）は、浦山聖子会員（成城大学）を開催責任者とする「入管行政と法の支配」でした。同会員の「企画の趣旨説明」に続き、「出入国管理及び難民認定法の基本的枠組み—カナダの移民・難民保護法との比較で」が報告され、木下洋一氏（行政書士・神奈川大学客員研究員）による「在留特別許可制度の運用と 23 年入管法改正」、安藤由香里氏（富山大学）「入管収容と法の支配」の報告後は休憩を挟み、岸見太一氏（福島大学）「入管行政における手続き的正義—関係論から行政裁量を考える」が報告されました。体調不良で登壇できなかった平井光貴会員（早稲田大学）が報告を予定していた「支配からの自由と移民の処遇」については浦山会員がその概要を紹介しました。

B ワークショップ（13：40～17：10）は、宮田賢人会員（小樽商科大学）を開催責任者とする「法現象学の可能性—思想史および現代法理論からの模索」でした。宮田会員からの企画趣旨説明がおこなわれた後、八重樫徹氏（宮崎公立大学）「フッサールとケルゼン」、植村玄輝氏（岡山大学）「新カント派から現象学へ：尾高朝雄の場合」、鈴木崇志氏「メルロ＝ポンティの『制度化』論と法現象学：ハムリックの解釈を手引きとして」とする報告がおこなわれました。休憩の後、

宮田会員による「法の本質の現象学」、近藤圭介会員（京都大学）「インターリーガリティの法現象学的考察」報告がおこなわれた後、青山治城氏（神田外語大学名誉教授）による総括コメントがありました。

A ワークショップは大会統一テーマ「移民難民問題と法哲学」の関連ワークショップで、移民難民問題で必然的に伴う入国管理行政の側面に注目したもので、具体的な実務の実態を出発点に、法哲学・政治哲学の観点からの法の支配や人権保障を議論するものとなりました。近年社会的に大きな問題となっている移民難民問題を入管行政の点から問うアプローチには強い関心が寄せられていました。

B ワークショップでは前半がケルゼン、尾高朝雄、メルロ＝ポンティと関係づけられた思想史のアプローチとしての報告がおこなわれ、後半は法理論的アプローチとして法の本質論、法秩序の把握を問題とする報告が行われました。尾高朝雄以降、日本の法哲学界では余り研究の多くなかった現象学の可能性を追求するテーマに多くの人々が新鮮な関心を寄せるものになりました。

26 年度大会に向けたワークショップ応募要項は本号でお知らせしております。奮ってご応募下さい。

## 学術大会ワークショップ・分科会報告の公募および年報への投稿募集

### ■日本法哲学学会学術大会分科会報告の公募（2027 年度分）

日本法哲学学会は、以下の要領で、2027 年度学術大会（会場：獨協大学・予定）の分科会報告者を公募します。

応募の締切は 2026 年 11 月 30 日です。なお応募書類は、事務局のアドレスではなく、分科会報告応募書類専用のアドレス（[submission@houtetsugaku.org](mailto:submission@houtetsugaku.org)）にお送りください。

#### （1）応募書類

応募者は、次の 2 点の書類を MS-WORD ファイルまたはテキスト・ファイルにして提出してください。

##### ①応募者に関する事項等を記載した文書

以下の事項を記入すること。

- ・ 氏名、所属、住所、電話番号、e-mail アドレス
- ・ 直近 3 回のいずれかの日本法哲学学会学術大会分科会で報告した場合にはその年とテーマ
- ・ 今回の報告テーマと要旨（和文の場合 400 字、英文の場合 150 語）。

##### ②報告の内容を和文の場合 5000 字程度・英文の場合 200 語程度にまとめた文書

#### （2）応募書類の提出

- ・ 締切日：2026 年 11 月 30 日。
- ・ 提出先：日本法哲学学会・投稿受付アドレス（[submission@houtetsugaku.org](mailto:submission@houtetsugaku.org)）。
- ・ 提出後、受領確認のメールが届きます。このメールが届かない場合は、事務局（[secretariat@houtetsugaku.org](mailto:secretariat@houtetsugaku.org)）にお問い合わせください。

#### （3）審査日程（予定）

- ・ 応募締切後に審査に入り、2027 年 1 月初旬の理事会において決定後、応募者に結果を通知する予定です。審査結果は、「報告可」「報告不可」「条件付き報告可」のいずれかで通知されます。「条件付き報告可」の場合は、修正稿を提出してもらい（修正期間は 2～3 週間程度）、再査読を行います。
- ・ 分科会報告の要旨提出締切は 2027 年 8 月 10 日、学術大会は 2027 年 11 月を予定しています。

#### （4）注意事項

- ・ 応募資格は会員のみにあります。ただし採用においては、直近 3 回のいずれかの日本法哲学学会学術大会において分科会報告を行っていない方を優先します。

- ・ 報告内容にかんして、いわゆる「二重投稿」は禁じるものとします。
- ・ 採用不可となった場合でも、改善のうえ次年度以降に再応募することができます。
- ・ 分科会で報告されるものと同内容の論文を『法哲学年報 2026』（2027 年 10 月頃刊行予定）に投稿することもできます。この場合、下記「『法哲学年報 2026』（2027 年 10 月頃刊行予定）への投稿論文募集」（1）①の投稿論文の表紙に「同時に 2027 年度分科会報告へも応募する」と書き添えれば、上記（1）②の「報告の内容を和文の場合 5000 字程度・英文の場合 200 語程度にまとめた文書」を提出する必要はありません。このかたちでの応募により分科会報告公募と年報投稿の両方に採用された方は、投稿原稿が載った『法哲学年報 2026』（2027 年 10 月頃刊行予定）の発刊直後に 11 月の学術大会の分科会で同内容の報告をされる、ということになります。もちろん、2027 年度の分科会報告のみに応募し、同内容の論文を『法哲学年報 2027』（2028 年 10 月頃刊行予定）へ投稿するということも、分科会報告にのみ応募、あるいは年報投稿のみ、といったことも可能です。

\* 学術大会に関わる今後の決定により、分科会報告、ワークショップ、投稿論文、「論争する法哲学」の各募集につきまして変更の可能性があります。変更がある場合には、速やかに学会ウェブサイト及び次号の学会報にてお知らせ致します。

## ■日本法哲学学会学術大会ワークショップの公募（2027 年度分）

日本法哲学学会は、以下の要領で、2027 年度学術大会（会場：獨協大学・予定）におけるワークショップを公募します。応募の締切は 2026 年 11 月 30 日です。なお、応募書類は事務局のアドレスではなく、ワークショップ応募書類専用アドレス（workshop@houtetsugaku.org）にお送りください。

### （1）応募書類

応募者は下記の必要事項を記入した応募用文書を MS-WORD ファイルまたはテキストファイルにして提出してください。

- ・ 申請者（開催責任者）の氏名、所属、住所、電話番号、e-mail アドレス。
- ・ 全体テーマ、開催趣旨（1200 字以内）、開催形態（報告、全体討論、シンポジウムなど。報告等の予定者を含む）。
- ・ 希望時間枠（1 枠＝100 分、2 枠まで。ただし応募数によっては 1 枠に限定されることがあります）。

※ただし、全体テーマ・開催趣旨については、学術大会案内掲載原稿の提出締切までは若干の修正が可能です。

### （2）応募書類の提出

- ・ 締切日：2026 年 11 月 30 日。
- ・ 提出先：日本法哲学学会・ワークショップ受付アドレス（workshop@houtetsugaku.org）。
- ・ 提出後、受領確認のメールが届きます。このメールが届かない場合は、事務局（secretariat@houtetsugaku.org）にお問い合わせください。

### （3）審査日程（予定）

- ・ 応募締切後に審査を行い、2027 年 1 月初旬の理事会において採否を決定し、応募者に結果を通知する予定です。
- ・ 学会案内に掲載する全体テーマ・開催趣旨等の提出締切は 2027 年 8 月 10 日、学術大会は 2027 年 11 月を予定しています。

### （4）注意事項

- ・ 申請者（開催責任者）は会員に限ります。
- ・ 報告者等は会員・非会員を問いません。ただし、非会員の報告者等が報告等の内容を論文として『法哲学年報』に投稿しようとする場合には、日本法哲学学会に入会する必要があります。
- ・ 『法哲学年報』の「ワークショップ概要」の執筆者は申請者（開催責任者）に限ります。したがって、「ワークショップ概要」の冒頭に記される形式上の執筆者は会員に限られます。

\* 学術大会に関わる今後の決定により、分科会報告、ワークショップ、投稿論文、「論争する法哲学」の各募集につきまして変更の可能性があります。変更がある場合には、速やかに学会ウェブサイト及び次号の学会報にてお知らせ致します。

## ■ 『法哲学年報 2026』 (2027 年 10 月頃刊行予定) への投稿論文募集

日本法哲学会は、以下の要領で、『法哲学年報 2026』 (2027 年 10 月頃刊行予定) に関し、会員からの投稿論文を募集します。

応募の締切は 2026 年 11 月 30 日です。

なお応募書類は、事務局のアドレスではなく、投稿論文応募専用のアドレス (submission@houtetsugaku.org) にお送りください。

### (1) 応募書類

応募者は、次の 7 点 (①～⑦) の書類を、MS-WORD ファイル (和文の場合、原則として A4 版 40 字×40 行) またはテキスト・ファイルにして提出してください。① (表紙および論文原稿) を 1 つのファイルに、②～⑦をまとめてもう 1 つのファイルに、合計で 2 つのファイルでご提出下さい。

#### ①投稿論文

投稿できる論文は、法哲学に関する、未発表の和文または英文の論文です。

論文の分量は、注および図表等を含め、和文の場合 15000 字以内、英文の場合 6000 語以内です。字数のカウントについては、例えば Microsoft Word の「文字カウント」機能を利用する場合、最も数字の大きくなる「文字数(スペースを含める)」の値を見ること。

論文は、横書きを原則とします。

論文原稿には、次の事項を記載した表紙を添付しなければなりません。なお論文原稿自体には、査読の客観性担保のため、表題だけを記載し、著者の氏名等を記載してはいけません。

- ・ 著者の氏名および所属ないし肩書き
- ・ 著者の生年月日が 1991 年 10 月 31 日以降であるか否か  
(日本法哲学会奨励賞論文部門の年齢要件を満たす方の投稿論文が法哲学年報に掲載された場合、その論文は奨励賞の候補作としての推薦があったものとみなされます。奨励賞については、規定 (<http://www.houtetsugaku.org/introduction/Rules.html>) をご参照ください。)
- ・ 表題
- ・ 住所、電話番号および e-mail アドレス (投稿掲載が認められた場合、校正の送付方法を指定して下さい。)

#### ②英文タイトル

#### ③和文要旨 (400 字以内)

#### ④英文要旨 (300 語程度)

#### ⑤和文キーワード (10 個以内)

#### ⑥英文キーワード (同上)

#### ⑦著者情報 (原稿の表紙とは別に、著者の氏名・ふりがな・ローマ字ないしアルファベット氏名と所属先ないし肩書き)

\* なお、投稿原稿と関連する既発表の自著の論文等を添付することができます。

### (2) 応募書類の提出

- ・ 締切日：2026 年 11 月 30 日。
- ・ 提出先：日本法哲学会・投稿論文受付アドレス (submission@houtetsugaku.org)
- ・ 提出後、受領確認のメールが届きます。このメールが届かない場合は、事務局 (secretariat@houtetsugaku.org) にお問い合わせください。

### (3) 審査日程 (予定)

- ・ 応募締切後に審査に入ります (投稿原稿は匿名処理し、匿名の査読者 2 名の査読に付します)。
- ・ 2027 年 1 月中に応募者に結果を通知する予定です。審査結果は、「掲載可」、「掲載不可」、「補正の上掲載可」のいずれかで通知されます。「補正の上掲載可」の場合は、修正稿を提出してもらい (修正期間は 2～3 週間程度)、再査読を行います。

### (4) 注意事項

- ・ 投稿資格は、会員のみにあります。ただし、投稿時までに入会を申し込んだ方については、事務局の判断で投稿資格を与えることがあります。掲載可の論文数が当該年度年報の掲載可能論分数を超えた場合、掲載可であるにもかかわらず掲載保留の通知がなされることがあります。
- ・ 査読結果についての最終責任は編集委員会が負います。
- ・ 投稿論文と同じ内容で 2027 年度学術大会 (会場：獨協大学・予定) の分科会報告に応募することも可能です。この場合、投稿原稿に「同時に 2027 年度分科会報告へも応募する」と書き添えれば、上記「日本法哲学学会学術大会分科会報告の公募 (2027 年度分)」(1)②の「報告の内容を和文の場合 5000 字程度・英文の場合 200 語程度にまとめた文書」を提出する必要はありません。このかたちでの応募により分科会報告公募と年報投稿の両方に採用された方は、投稿原稿が載った『年報 2026』(2027 年 10 月頃刊行予定)の発刊直後に 11 月の学術大会の分科会で同内容の報告をされる、ということになります。

\* 学術大会に関わる今後の決定により、分科会報告、ワークショップ、投稿論文、「論争する法哲学」の各募集につきまして変更の可能性があります。変更がある場合には、速やかに学会ウェブサイト及び次号の学会報にてお知らせ致します。

## ■『法哲学年報 2026』(2027 年 10 月頃刊行予定)の「論争する法哲学」欄への投稿募集

日本法哲学学会では、『法哲学年報 2007』(2008 年 10 月刊行)から「論争する法哲学」という書評コーナーを設けており、『法哲学年報 2026』(2027 年 10 月頃刊行予定)に関し、以下の要領で、書評の投稿を募集します。

応募の締切は 2026 年 9 月 30 日です。

なお応募書類は、事務局のアドレスではなく、投稿論文応募専用のアドレス (submission@houtetsugaku.org) にお送りください。

### (1) 対象著作

- ・ 和文あるいは法哲学会員による外国語の、法哲学に関連する著作 (論文集も含む) に限ります。統一性を有する共著 (講座も含む) も可とします。和文の著作については、本学会会員の著作でなくても構いません。
- ・ 2024 年 10 月 1 日以降に刊行された著作を対象とします。

### (2) 応募書類

応募者は、次の要領にしたがった書評原稿を、MS-WORD ファイル (和文の場合、原則として A4 版 40 字×40 行) またはテキスト・ファイルにして提出してください。

原稿の内容は、単なる紹介的なものではなく、論争的なものとしてください。

原稿の分量は、原則として 40 字×150 行以内とします (注も含む)。ただし、複数の著作を対象として書評を執筆する場合には、分量を緩和する可能性もあります。

原稿は、横書きを原則とします。

原稿には、著作の題名とは別個の独立した表題をつけてください。

原稿には、次の事項を記載した表紙を添付しなければなりません。なお書評原稿自体には、表題だけを記載し、応募者の氏

名等を記載してはいけません。

- ・ 応募者の氏名および所属ないし肩書き
- ・ 表題
- ・ 住所、電話番号および e-mail アドレス

### (3) 応募書類の提出

- ・ 締切日：2026年9月30日（他の公募とは締切日が異なりますので、ご注意ください）。
- ・ 提出先：日本法哲学会・投稿論文受付アドレス ([submission@houtetsugaku.org](mailto:submission@houtetsugaku.org))
- ・ 提出後、受領確認のメールが届きます。このメールが届かない場合は、事務局 ([secretariat@houtetsugaku.org](mailto:secretariat@houtetsugaku.org)) にお問い合わせください。

### (4) 審査日程（予定）

- ・ 応募締切後に審査に入ります（投稿原稿は匿名処理し、匿名の査読者2名の査読に付します）。2026年11月中に応募者に結果を通知する予定です。審査結果は、「掲載可」、「掲載不可」、「補正の上掲載可」のいずれかで通知されます。「補正の上掲載可」の場合は、修正稿を提出してもらい（修正期間は2～3週間程度）再査読を行います。

### (5) 注意事項

- ・ 投稿資格は、会員のみにあります。ただし、投稿時までに入会を申し込んだ方については、事務局の判断で投稿資格を与えることがあります。
- ・ 掲載可の書評の数が当該年度年報の掲載可能数を超えた場合、掲載可であるにもかかわらず掲載保留の通知がなされることがあります。
- ・ 査読結果についての最終責任は編集委員会が負います。

\* 学術大会に関わる今後の決定により、分科会報告、ワークショップ、投稿論文、「論争する法哲学」の各募集につきまして変更の可能性があります。変更がある場合には、速やかに学会ウェブサイト及び次号の学会報にてお知らせ致します。

**投稿論文において、近年、字数を超過したものが数多く見られます。Microsoft Word 等の各種の文字カウント機能を用いる場合は、余白（スペース）も字数に含めてください。字数厳守をお願いいたします。**

## 学術会議の動向について

亀本洋（日本学術会議第24期・25期会員）  
山田八千子（日本学術会議第25期・26期会員）

日本の科学者コミュニティを代表すると位置づけられる「日本学術会議」は、2026年10月1日、新日本学術会議法に基づき、政府の組織から独立法人へと組織変更をします。その後、2025年10月27日から29日および2026年4月9日から11日に日本学術会議総会が開催され、各総会において、法人化の準備状況が議題とされました。総会では、次期27期の会員選考のための選任候補者選考委員会の活動状況や、法人化に伴い検討が必要な事項について審議するために2025年8月29日に学術会議内に設置された、日本学術会議法人化準備委員会、同分科会・WGの活動状況が説明され、活発に意見交換がなされました。意見交換の結果は、委員会や分科会・WGにフィードバックされて、更に審議が進められる予定です。総会の3日目には、第2回目となる会員相互の各部を超えた意見交換会も実施されました。今後の日程としては、8月に臨時総会—26期最後の総会—も予定されています。

総会の議事や資料については、以下をご覧ください。<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/index.html>

2025年9月1日発行の学会報52号の紙面において、日本学術会議法の改正前後の動きや今後についての記事を掲載予定という趣旨の記載をいたしました。以上のように、新日本学術会議の在り様については、まだまだ流動的な要素が多いことから、本号においては、上のような議論が継続しているという簡単な現状確認だけとし、次号以降に新学術会議をめぐる状況の記事を掲載させていただきたく、宜しく願います。

## 第 15 回基礎法学総合シンポジウムのお知らせ

## 「学術研究の自由と独立性とは何か：歴史・理論・課題」のお知らせ

基礎法学系学会連合連絡員・同幹事 中山竜一（大阪大学）

2026年7月18日(土)午後、基礎法学系学会連合主催のシンポジウムを、オンライン形式にて開催します。基礎法学系学会連合とは、日本学術会議の改組を契機に日本法社会学会、法制史学会、比較法学会、比較家族史学会、民主主義科学者連合法律部会、そして日本法哲学会の6学会により設立された団体であり、基礎法学研究の発展を目指し、各学会から選出された若干名の連絡員を通じ活動を続けてきました。主な活動は、各学会が順に企画責任を担当する形で開催される、基礎法学総合シンポジウムです。毎回、6学会から推薦された報告者が、多彩な基礎法学的アプローチの下、原理的な一つのテーマをめぐって活発な議論を行います。シンポジウムの内容は、法律時報の小特集などでも公表されます。

後日、申し込みサイトが開設される予定です。申し込みサイトが開設されましたら、日本法哲学会のウェブサイトにてお知らせいたしますので、奮ってお申し込みください。

日時 2026年7月18日(土) 13:00-17:30

形式 オンライン開催 (zoom meeting)

## プログラム

## 開催挨拶

川嶋四郎（日本学術会議第一部会員／同志社大学法学部教授）

## 企画趣旨説明

榊原秀訓（日本学術会議連携会員／南山大学大学院法務研究科教授）

## 報告

司会：大西楠テア（日本学術会議連携会員／東京大学大学院法学政治学研究科教授）

- ・ガバナンスと「学問の自由」—学術体制の改革後の大学から考える  
大河内美紀（日本学術会議連携会員／名古屋大学大学院法学研究科教授）
- ・学術研究活動をわらうこと：歴史的素描を通じた、その理論的意義の推知  
守矢健一（大阪公立大学大学院法学研究科教授）
- ・アカデミアにおけるガヴァナンス：アメリカ合衆国の場合  
紙谷雅子（学習院大学名誉教授）
- ・学術研究を信用失墜させる知性の頹落—研究者はまず自らの身を正せ  
井上達夫（東京大学名誉教授）
- ・学問の自由と自律的規範形成  
佐藤岩夫（日本学術会議連携会員／東京大学名誉教授）
- ・ジェンダー視点から問う学術研究の自由と独立性  
三成美保（日本学術会議連携会員／追手門学院大学法学部教授／奈良女子大学名誉教授）

## 総合討論

司会：

榊原秀訓（日本学術会議連携会員／南山大学大学院法務研究科教授）

愛敬浩二（日本学術会議連携会員／早稲田大学法学学術院教授）

## 閉会挨拶

南野佳代（日本学術会議第一部会員／京都女子大学法学部教授）

## 申込

参加費無料・要事前申込（7月14日（火）まで）

以下のリンク先、申込フォームよりお申し込み下さい。

参加登録サイト：<https://sites.google.com/view/kisohosympo2026>

## 問い合わせ

基礎法学系学会連合事務局

メールアドレス：kisohogaku(a)gmail.com ※(a)を@に変えてお送り下さい。

主催：基礎法学系学会連合（日本法社会学会、日本法哲学会、比較法学会、法制史学会、比較家族史学会、民主主義科学者協会法律部会）、日本学術会議法学委員会

## 地域の研究会

### 東京法哲学研究会

幹事：三浦基生（明治学院大学）

連絡先：philosophyoflawtokyo@gmail.com

■東京法哲学研究会は、1960年頃、東京近郊の大学で法哲学を学ぶ若手研究者数名の自発的な集まりとして誕生しました。創設以来の目的は、若手の法哲学研究者に発表と学習の機会を提供することです。多様な年齢層・地域・専門領域の研究者が集う現在では、若手の法哲学研究者の勉強会という役割に加えて、世代・地域を超えた学際的な研究交流の場という役割も果たしています。会員数は約200名です。

■例会は、原則として毎月1回、土曜日15:00～18:00に開催されています（11月・2月を除く）。通常は2つの研究報告が行われますが、神戸レクチャーに関する勉強会や、法哲学関連の近刊著作の合評会などが開かれることもあります。

■9月から3月までは、以下の活動が実施されました（以下、敬称略）。9月東京法哲学研究会・法理学研究会合同研究会：村田陸報告「法のクレオール：統合主義的法多元主義の再定位」、コメント戒能通弘。上田航雅報告「国際法の権威の性質」、コメント郭舜。10月例会：佐々木誠矢報告「国家法の特別視をやめる——「新しい中世」における一般法理学の課題」、村尾太久報告「法を〈言説・装置・循環〉として捉える——レミ・リブシャベールの法理論」。12月例会：瀧川裕英・大屋雄裕・郭舜・安藤馨編『法哲学という企て〔井上達夫先生古稀記念〕』（2025年）合評会。コメンテーター 瀧川裕英、安藤馨、西村清貴、米村幸太郎、井上達夫。1月例会：野崎亜紀子『〈つながり〉のリベラリズム：規範的関係の理論』（2024）合評会。コメンテーター 池田弘乃、郭舜、奥田純一郎。リプライ野崎亜紀子。3月例会：三浦基生『法と強制：「天使の社会」か、自然的正当化か』（2024年）合評会。コメンテーター 宮田賢人、田中美里、濱真一郎。リプライ三浦基生。

今後の4月の例会では以下のことを予定しております。浦山聖子『国際移動の正義——リベラリズムと入国在留管理（法哲学叢書〔第2期〕第4巻）』（2025年）合評会。コメンテーター 岸見太一、福山宏、宮井健志。リプライ 浦山聖子。

■入会や傍聴を希望される方は、幹事までご連絡下さい。幹事は毎年度交代しており、2026年度は三浦基生（明治学院大学）が担当しております。

〔三浦基生〕

### 法理学研究会

幹事：小久見祥恵（京都薬科大学）、菊池亨輔（京都大学）

連絡先：sec.houriken@gmail.com

URL：https://houriken.wixsite.com/juris1933

法理学研究会は、1933年に恒藤恭教授を中心に発足した研究会です。毎月1回、土曜日に例会を開催しています（2月、8月、9月、11月を除く）。研究報告が中心ですが、文献紹介や合評会なども行っています。最近の例会活動は次の通りです。

#### <2025年10月例会>

- ・「法現象学の可能性～思想史および現代法理論からの模索～」(2025年度日本法哲学会学術大会WS準備会)
- ・報告者 八重樫徹先生、植村玄輝先生、鈴木崇志先生、宮田賢人会員、近藤圭介会員

#### <12月例会>

- ・濱真一郎会員「法実証主義における「分離テーゼ」の再検討——「法と道徳には必然的な結びつきがあるか」という問いをめぐる」
- ・片山太郎会員「不正義と責任：I・M・ヤング以降の構造的不正義論」

#### <2026年1月例会>

- ・村田貴和子会員「法の支配・植民地主義・認識的不正義」

## &lt;3月例会&gt;

- ・ 森健太郎会員「コミュニケーションとしての刑事司法の可能性——R.A. Duff の刑罰理論を手掛かりに」
- ・ 吉原雅人会員「法—人工物説の諸相：インテンションからインタラクションへ」

〔小久見祥恵・菊池亨輔〕

## 愛知法理研究会

幹事：土井崇弘（中京大学）、小林智

連絡先：t-doi@mecl.chukyo-u.ac.jp

本研究会は、東海地方の研究者を中心に年2回、原則として、5月連休明けおよび10月の適当な土曜日の午後2時から6時頃まで、中京大学(法学部棟)で対面開催をしています。（ただし、遠方の報告者をお迎えする場合には、Zoomを使用したオンライン研究会のかたちで開催。）前回でお知らせした後の活動は以下のとおりです。

日時：2025年11月1日（土）14:15-17:30

場所：中京大学法学部第1会議室

- ・ 報告1：島 亜紀 会員（朝日大学）「応報の限界」
- ・ 報告2：福島涼史 氏（追手門学院大学）「領域概念の再構成により基礎づける越境移動の自由—ius communicationis の公法理論」

〔土井崇弘〕

## 九州法理論研究会

事務局：重松博之（北九州市立大学）

連絡先：sigematu@kitakyu-u.ac.jp

URL：https://sites.google.com/view/qhouriron/

先の学会報掲載以降に開催された例会の開催日・報告者・タイトル等は、以下の通りです。

## ○第38回 2025年9月21日（日）対面開催（Zoom一部併用）

報告：宮田賢人 会員（小樽商科大学商学部）

「妥当だが思慮に欠く論証行為 — ライナー・フォアストの正当化ナラティブ論を手がかりとして」

報告：橋本祐子 会員（龍谷大学法学部）

「法、正義感覚、感情について考えるために — Markus D. Dubber の議論を手がかりとして」

## ○第39回 2026年3月15日（日）対面開催（Zoom一部併用）

報告：月時加寿子 氏（西南学院大学大学院法学研究科博士後期課程）

「動物はなぜ請求権の保持者たりうるのか — Matthew H. Kramer の利益説の検討」

報告：太田寿明 会員（熊本大学大学院人文社会科学部）

「法概念論としての徳法理学」

〔重松博之〕

## IVR 日本支部からのお知らせ

## 1. 第13回神戸レクチャー及び第2回IVR Japan 国際会議のARSP-Beiheft 出版

第13回神戸レクチャー（Daniel A. Bell）及び第2回IVR Japan 国際会議の報告を収めたARSP-Beiheftが出版されました（East Meets West: Justice, Law, and Politics: The 13th Kobe Lecture and the 2nd IVR Japan International Conference, Chiba, September 2023 (ARSP-B 179)）。

## 2. 第32回 IVR 世界大会について

第32回 IVR 世界大会は2026年6月28日～7月3日にイスタンブールの Kadir Has 大学で開催されます。登録の最終締切は6月15日となっています（当学会報原稿提出時点）。日本からは、宇佐美誠氏（京都大学、日本支部前支部長）が Plenary Lecturer として登壇されます。詳細は Web (<https://ivr2026istanbul.org/>) をご参照下さい。

## 3. IVR 日本支部への入会・お問い合わせについて

IVR 日本支部では、常時、会員を募集しています（推薦人不要、日本法哲学会の会員のみ）。ご入会を希望される方は、日本支部サイト内「入会案内」のページから加入申込用紙をダウンロードしてご記入いただき、会計の福原（[a.fukuhara@law.kyushu-u.ac.jp](mailto:a.fukuhara@law.kyushu-u.ac.jp)）へご送信ください。入会・退会以外の IVR 日本支部事務局へのご連絡やお問い合わせは、事務局長の戒能（[mkaino@mail.doshisha.ac.jp](mailto:mkaino@mail.doshisha.ac.jp)）までお願いいたします。

## 会員の動き

2026年4月末現在の会員数は522名です。

### （1）入会

2025年11月28日承認

高橋 礼（オックスフォード大学博士課程）

2026年1月10日承認

古澤英優（千葉大学大学院）

### （2）退会

2025年11月28日承認

桂木隆夫

角田猛之

長谷川みゆき

2026年1月10日承認

中野雅紀（逝去）

鈴木敬夫（逝去）

## 会費納入のお願い

昨年度（2025年度）の学会案内および学会報の前号で請求している会費について、まだ納入されていない会員は、下記の会費振込口座にご納入ください。請求額、過年度分がある場合の内訳がご不明の場合は、事務局にお問い合わせ下さい。過年度に未納会費があるにもかかわらず請求金額（合計）に満たないお振り込みがあった場合には、最も遠い過年度の未納会費分から順に充当していきますのでご了解ください。

なお、本年度（2026年度）の会費は、9月以降に請求のご案内をいたします。それ以降にお振り込みいただければ幸いです。

### 会費振込用口座（郵便振替口座）

口座番号：00190-6-512358

加入者名：日本法哲学会

## 法哲学年報の配布方法

本年度の学術大会は対面開催を予定しております。つきましては、『法哲学年報』（毎年10月末頃発行）の配布は、以下のような方法によって行いますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、会員たる執筆者については、『法哲学年報2011』（2012年10月末刊行予定）から、学術大会開催前の郵送を行わないこととなりました。

- (1) 名誉会員および非会員たる執筆者には、年報が刊行され次第、郵送します（贈呈します）。
- (2) 学術大会に出席された普通会員には、学術大会開催日までに会費の振込が確認できた場合または学術大会会場で会費の納入があった場合には、学術大会会場で年報をお渡しします。
- (3) 学術大会を欠席された普通会員には、11月末締め（12月10日頃確定）で会費の振込を確認し、年報を郵送します（諸般の事情により、到着が翌年の1月上旬になることがあります）。その後は、毎月末締め（次月10日頃確定）で会費の振込を確認し、年報を郵送します。

## 事務局からのお知らせ

- ・ 学会からの送付物が「転居先不明」など理由で返送されてくるケースが多くなっています。ご住所やご所属に変更が生じたときは、事務局までご一報ください。
- ・ 会員の声を学会事務局宛にメールでお寄せください。直接の返信はご容赦願いますが、貴重なご意見については理事会で検討させていただきます。



## 日本法哲学会

〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1 獨協大学法学部 野崎亜紀子研究室気付  
E-mail: [secretariat@houtetsugaku.org](mailto:secretariat@houtetsugaku.org) URL: <http://www.houtetsugaku.org/>

日本法哲学会『学会報』第53号（2026年5月30日発行）

Copyright © 2026 Japan Association of Legal Philosophy. All Rights Reserved. 無断転載を禁止します。